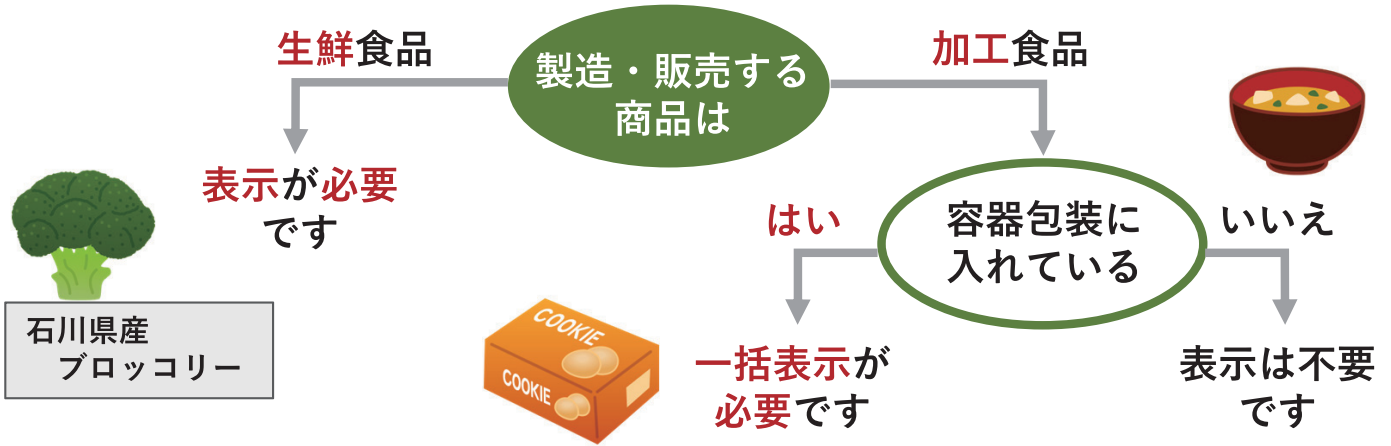


守ろう!

食品表示のルール



生鮮食品の表示

名称 + 原産地

農産物…都道府県名、市町村名など
 畜産物…国産、都道府県名など
 水産物…水域名、水揚港、都道府県名など

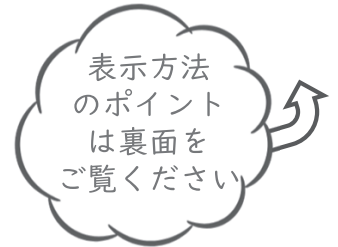


■ 水産物には「解凍」「養殖」の表示も必要です（該当する場合）

■ 「地物」は原産地表示と認められません

加工食品の表示

名称	大根しょうゆ漬
原材料名	大根（国産）、漬け原材料（しょうゆ（大豆・小麦を含む）、みりん、砂糖、食塩、唐辛子）／調味料（アミノ酸等）
内容量	300g
賞味期限	○年○月○日
保存方法	10℃以下で保存
製造者	〇〇商店 石川 太郎 石川県〇〇市〇〇町0-0



栄養成分表示 (100gあたり)	
熱量	80 kcal
たんぱく質	1.4 g
脂質	1.7 g
炭水化物	10.4 g
食塩相当量	1.4 g

■ 文字は、8ポイント以上の活字の大きさで表示します → 実寸大

■ 加工食品を製造・加工した場所で販売する場合、背景に着色のある事項以外は省略できます

加工食品の表示のポイント

名称	大根しょうゆ漬
----	---------

一般的な名称を表示する
商品名は（ ）で表示可

名称	クッキー（ひゃくまんおやつ）
----	----------------

原材料名	大根（国産）、漬け原料（しょうゆ（大豆・小麦を含む）、みりん、砂糖、食塩、唐辛子）調味料（アミノ酸等）
------	---

原材料を重量割合の高い順に表示する

表示義務・推奨のアレルゲンは、該当する原材料の直後に（〇〇を含む）と表示する
または、最後にまとめて（一部に〇〇・〇〇を含む）と表示する

アレルゲン表示について（消費者庁HP）→



添加物は明確に区分する

原料原産地名

原材料に占める重量割合が最も高い原材料（対象原材料）の原産地または製造地を表示する

- 対象原材料が生鮮食品の場合は、その原産地を表示する

原材料名	いちご（国産）、砂糖、…
------	--------------

- 対象原材料が加工食品の場合は、その製造地を表示する

原材料名	小麦粉（国内製造）、卵、…
------	---------------

対象原材料に使われた生鮮食品の産地がわかっている場合は、製造地の代わりにその産地を表示することができる

原材料名	小麦粉（小麦（国産））、卵、…
------	-----------------

原産地・製造地の偽装には懲役・罰金の直罰規定があります

内容量	300g
-----	------

重量（g）、体積（mL）、個数など単位を付けて表示する
計量法に基づき内容量を表示すべき特定商品に注意

賞味期限	〇年〇月〇日
------	--------

消費期限または賞味期限を具体的に表示する

保存方法	10℃以下で保存
------	----------

開封前の保存方法を表示する

製造者	〇〇商店 石川 太郎 石川県〇〇市〇〇町〇-〇
-----	----------------------------

法人名あるいは個人の場合は氏名を表示する（屋号のみは不可）
製造者名と製造所所在地も表示する

食品表示のご相談は… 石川県食品安全対策室へ

TEL：076-225-1445 FAX：076-225-1444
foodsafe@pref.ishikawa.lg.jp

食品表示の手引き
（石川県HP）→

